

第六十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十八号

昭和四十五年四月十六日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山田 太郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 熊谷 義雄君

理事 坂村 吉正君

理事 瀬戸山三男君

理事 田中 正巳君

理事 中垣 國男君

理事 松野 幸泰君

理事 山崎平八郎君

理事 田中 恒利君

理事 中澤 茂一君

理事 鶴岡 洋君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林大臣官房長 亀長 友義君

農林省農林経済局長 小暮 光美君

農林省農政局長 池田 俊也君

食糧庁長官 森本 修君

委員外の出席者

農林水産委員会 松任谷雄太郎君

調査室長

委員の異動

四月十六日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十八号

昭和四十五年四月十六日

補欠選任 小山 長規君

補欠選任 山崎平八郎君

同日

補欠選任 山崎平八郎君

補欠選任 小山 長規君

同日

本日会議に付した案件

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案(内閣提出第八一号)

○草野委員長 これより会議を開きます。

外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。鶴岡洋君。

○鶴岡委員 本日は、ただいま議題となっており、まず外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案について若干の質問をいたします。

昨日の角屋委員の質問と多少重複のところもあるかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。また、本法案提出までに当然農林省当局としても、現在の日本農業のかかえる最大の課題、いわゆる米の過剰問題等をはじめ、激動する国際情勢等に関するいろいろな観点から検討されたことと思っております。そこで、私はこの法案に関して基本的な連用方法、効果等についての素朴なものとなりまして、政府の考え方、見方についてお聞きしたい、このように思っております。

第一番目に、法案の中の第一項ですが、「ただし、第一号に掲げる者については、その者が、売渡しを受けた米穀を、その売渡しに係る同号に掲げる条件と同一の条件により第一号に掲げる者に対し売り渡すことが確実と認められる場合に限るものとする。」この中の同一の条件というのはどのような解釈をするのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

○森本政府委員 法律上は、政府から払い下げを受けました場合の支払い期間並びに利率、それをこの場合の条件というふうに理解をしております。

○鶴岡委員 そこで問題のところは、一号に掲げる者以外の者、すなわちこれは輸出業者、商社ということになるかと思うのです。そうすると、商社の利益と利益と異なるものか。もちろんその者の法外な利益というものは認められないし、また当然考えられないところでもありますけれども、相場も国によって違うし、また時期によっても違うと思っておりますが、この輸出業者、商社の利益をどういうふうにか考えておられるのか、その点お伺いしたいと思います。

○森本政府委員 売り渡し価格でございますが、原則としてそのときどきの国際価格に準拠して売り渡し価格をきめたいというふうに思っております。お尋ねの点は、商社の諸経費をどういうふうにか考えるかということでございますが、抽象的な話でありまして、相手方の政府にそのときどきの売り渡し価格で売り渡しができるよりに考えて、政府から商社に売られる場合には商社の積み込みの費用、その他輸出の諸がかりについては適正な額を計算をいたしまして、商社に対する政府の売り渡し価格をきめたいというふうに思っております。

○鶴岡委員 そうすると、いま船の積み込み料等いろいろ話がありましたけれども、商社の純益というものはもちろん考えなければならぬと思っておりますけれども、それはどの程度まで考えられるか、その点をお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 こまかい細目のことは実行段階で考えるわけでございますが、私も輸入についていろいろな業務をやっておりますので、輸入商社の必要な諸がかりないしはマージンといったようなものについても適正なものを計算をするというふうなことを従来やっておりますから、さようなことに準拠をいたしまして、いまお尋ねのありましたことについては処理をしていきたいと思っております。

○鶴岡委員 次に、「前号に掲げる者以外の者」といって、いま言いました輸出業者、商社が相手国政府等から発注を受けて輸出する場合に、政府はその者に対しその「支払方法を、確実な担保を提供させ、」とうたっておりますが、この「確実な担保」というのは、具体的にいうと何をさすのか、お伺いしたいと思います。

○森本政府委員 通常政府がとります担保は大体のならばできておりますが、国債その他確実な証券というのが原則でございます。

○鶴岡委員 次の問題ですが、その他の者、これも商社、輸出業者になりますが、その選定は、何社もあるわけですが、どういう基準でこの商社とこの商社というふうにかきめるか。いわゆる輸出実績とか資本規模とかいろいろあると思っておりますけれども、どういう基準でそれをきめていくのか。また、何社くらい選定する予定にしているのか、その点いかがでしょうか。

○森本政府委員 今後検討をする事項でございますが、私も私どもとしては、抽象的には、資力、信用、さらに米の貿易について相当な経験のある商社ということを考えております。現在輸入の関係につきましても、一定の基準に基づきまして登録商社というのがございますが、さようなものが大体基準になっていくものと思っております。

○鶴岡委員 次は、輸入国が主として開発途上国、東南アジア諸国ということになると思いが、現在政府として、輸出相手国、これはどんな国があるか、どういう国を一目目標としておるか、具体的にわかれれば教えていただきたい。

○森本政府委員 主要な米の輸入国は大体十四、五ございますけれども、私どもとしては、いままの国を相手にしてという、特定の国を想定をいたしておるわけではありません。そういつた主要な輸入国に対しては、日本米のサンプルあるいは説明書きをもちまして、また食糧庁の職員を派遣をして市場調査ないしはPRをしようと思っております。したがってさような結果を待ちますれば、大体どういう国に対してどういつた需要ないしは嗜好があるということがわかってくると思いが、主として従来米を伝統的に輸入しておるような国々、それは一つの輸入対象国になるかと思いが。

○鶴岡委員 そうすると、輸出相手国の嗜好等をいろいろ研究してと言いますけれども、米はその国によって嗜好が違ふわけでございます。中には古米のほうがいいという国もあるというようなことを聞いておりますが、農林省としてはその作業段階——現在の法案が通過しようとしていてる段階において、どの程度までその実態の研究は進んでおられるか、それを教えていただきたいと思いが。

○森本政府委員 嗜好の問題であります、韓国でありますとか、あるいは日本米と同じようなものを常食としておるような国もございます。しかし東南アジアその他の国におきましては、通常いわれる普通外米とわれわれが称しておるような長粒種の米が一般的に食べられておるということであり、しかしさりとて、パキスタン等に輸出をいたしました経験によりますれば、従来長粒種を食べておりました国であっても、日本から参りました米はかなり好評を博しておるというふうなことでございますから、嗜好の問題もそれほど絶対的なハンディキャップというふうには見られない

いのではないかと。もちろん国々によってそれぞれニュアンスが違ひましようから、そういつた点は十分これから調べてみたいと思いが。また、円粒種と長粒種の間には一定の価格差があるというふうな国もございます。そういつた点をよく配慮をいたしまして、今後輸出市場の調査ないしはPRを進めていきたいと思います。

○鶴岡委員 きょうからもお話があるように、東南アジアにおいては、同じ東南アジアでも、米を輸出する国と輸入する国とがあるわけですから、この輸出についての相手国との交渉、また相手国が輸入可能かどうかという打診は、どのようなルートでするのか。またどういつた点で相手国に輸出を決定していくのか、その基準といひますか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 第一号のような、かなり大量でかつまた長期的な延べ払い条件といひましたようなものは、大体の話の筋道としては、政府が介入をしてくるということになるかと思いが。そういつた関係から、日本の大使館なり公使館といひましたような外交ルートを通じて話が始まるか、また私どもの打診も行なうというふうなことになるかと思いが。しかしそれだけでは米の輸出に十分ではございませぬから、もちろん従来経験のあります商社等を通じて、日本米の輸出の可能性ないしは契約問題について打診をしていきたいと思っております。

○鶴岡委員 次ですが、本法案は暫定措置法案、このようになっております。いつごろまでと政府はこの暫定措置法案を考へておるか、大体見当として何年くらい先までと目されておるか、その点いかがでしょうか。

○森本政府委員 前から御説明をしておりますように、今回の法案の主たるねらいは、日本の米のこういつた供給過剰の状態あるいは政府における過剰在庫の状態といったようなものに照応いたしまして輸出の円滑な推進をはかりたいということでございますから、抽象的に言いますれば、日本の国内における米の供給過剰なりあるいは過剰在庫の状態が続く間は、こういつた法案によって米の輸出の円滑化をはかつていきたいと思います。ございませぬ。いま直ちに具体的な年数をもってどういつた期間ということはい言ひ得ないと思いが。けれども、ある程度の期間にはかような状態が続く。もちろん生産調整その他によって新しく過剰の累増は避けたいということもできるだけやっておりますから、従来までたまっておりましたものの処理というものがどの程度の期間に行なわれるかということによつてきまつてこようかと思いが。

○鶴岡委員 次は政務次官にちよつとお聞きしたいんですが、この米の輸出を円滑にするためには、輸出が期待できる東南アジア諸国の経済事情、外貨の事情を考慮しなければならぬわけですが、一方、アジア地域における協力問題は各国の自主性強化を基本として政治、経済の各方面にわたり国際関係の主要な基調となつてきておるわけですから、わが国としても経済協力の具体的な協調施策を打ち出さなければならぬんじゃないか、このように思ふわけですが、こういつた点について政府はどのように考へておられるか、政務次官にお聞きしたいと思います。

○渡辺政府委員 御質問の意味が私によくわからないうんですが、この延べ払いの輸出を行なうにあつては政治、経済というものとどういつたふうな関連をさせて行なうかというふうな意味ですか。——もともとこの法案は米の過剰というものを処理するというのが一番の目的でありますから、経済援助あるいは政治的にどうこうというふうなことは二義、三義的なものであります。したがつて、日本としてはまず当面の米の過剰、しかも古米、古々米の処理、こういつたものの一環としての貸し付けというふうな制度では、きのうもお話をいたしましたように、これは等質米で返還される見込みがないとか、あるいは量で余分に返還されても困るとかいつた問題が起きるので、そういう問題を避けるために、しかも日本の過剰米を処分しやすくするためにこしらへた法案であつて、どこまでも日本の立場でつくられておるわけでありませぬ。

○森本政府委員 昨日も話に出ましたけれども、米の輸出については貸し付け方式のみでやつていけば、将来わが国の需給のバランスといひますか、それが考えられる要因ともなりかねない、こういつた危険が考えられるわけですが、そこで売却方式の輸出がとられるかと思ふのでありますけれども、きのうのお話で、過去韓国にもまたパキスタンにもインドネシア等にも貸し付けをして行なつておるわけですが、この法案成立後、この貸し付け方式また供与等についてはどのように考へておられるのか、もちろん並行してやらなければならぬと思いが。すけれども、その点についてもう一度お伺いしたいと思いが。

○渡辺政府委員 これはこういつたふうな法律をこしらへるわけですから、いままでの食糧法等で輸出や貸し付けというものができたわけでありませぬが、それが不十分だから古々米を処理する上においてこの法律があつたほうがなおさらいいということでは延べ払いの法律を新しくつくるといつたことでは、この新しい延べ払いの法律が中心になつて今後行なわれる、こういつたふうな考へていただければ、いままでの段階で貸し付けや、いままでやつたような方法は一切やらぬといひたことをここで言明することはできません。ただこ

の法律が中心になって、大部分はこの法律によつて外国に対する米の輸出、米の処理というものが行なわれるようになるだろう、こういうことでありませう。

○鶴岡委員 現在の状態では、輸出については各国民間の状況を見て単発的に行なわれると思うのですが、相手国からの買入れが単発的でなく、たとえば年に三万トンなら三万トン継続的に契約してもらいたいという話があることも考えられるわけですが、こうなればこちらとしても非常に望ましいことではないかと思うのですが、その場合に何年かの継続契約をやるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 昨日もお話をいたしましたように、需給事情はかなり転換期といえますか変動期にございませうから、かなり長期にわたった輸入契約がないし協定を相手国から申し込んでくるかどうかというところは現実的には必ずしも期待はしにくいような状況ではなからうかと思ひます。したがって輸出は、輸出はそのつどそのつど個別の案件として処理をするという形態が大部分にならうと思ひます。しかし、相手国の事情によりまして、向こう側から継続的な米の輸入について取りきめをしたというふうなお話がございますれば、私どもとしてもまことにけっこうな話でありますから、向こう側の事情を十分伺ひ、また私どもの事情を十分考え、事情の許す限りさような要望には応じてまいりたいと思ひます。

○鶴岡委員 本法案は米の延べ払い輸出を法的に裏づけることによつて過剰米処理の一助とすることに目的があるわけですが、今後輸出が期待できる国々は、先ほど申しましたように東南アジア諸国であろうと思はれるわけですが、その多くが開発途上国であつて実質的には外貨不足に悩む国が多いところに、世界最大の輸出国であるアメリカがこれら諸国に対して低利長期の延べ払い方式による借款供与をしておられるわけでございます。この大國を相手にこれから日本はいわゆる国際市場のシェアに飛び込んでいくわけでございます。

れども、政府としては、この法案成立についてどのくらいの輸出数量を期待し、また見通しておられるか、その点をお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 これも昨日お話を申し上げたかと思ひますが、この一年間に、資料にもお配りしておりますように約八十万トンをいろいろな形で外に米を出してございませう。最終的な見込みにつきましては、先ほど申し上げておられますような本格的な市場調査の結果を待つて判明することと思ひますが、この法案が成立すれば二、三の國からそういう形での輸入の申し込みをしたいと思います。そういったような非公式情報もあるわけでございますから、私どもとしてもできるだけひとつ多量の米の輸出について努力をしていきたいというふうな思ひでございます。

○森本政府委員 もちろんただ先方からの引き合いを待つてだけではないと思ひますが、この輸出振興対策といひますか、伸ばすために先ほど申し上げたお話がございましたが、PR等も必要ではないかと思はれるわけですが、積極的にどんなPR方法、また推進方を相手方に働きかけるか、その点についてどう具体的に考えておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、一般的なPRなしは市場調査としましては、主要な米の輸入国に對してまず日本の現物を見本として持つてまいりませう。それは玄米の形もあれば精米の形もある、あるいはパーボイルドライスといったような多少相手方の嗜好に合うように加工した米といったような数種の見本を持つてまいりませう。それから日本米の特色等について解説をしたパンフレット、その他参考になる資料を携行いたしまして、主要な輸入国に對してPRのほうから人を派遣して、市場調査なしはPRをしたいというふうな思ひます。それは一般的な話、それから個別の話としましては、この法案が成立いたしますれば当然在外公館にも十分さうな趣旨がわかるような連絡をいたしまして、相手方政府並びに主要な関係者に対してよく日本米の

輸出についての趣旨の徹底をはかる、それから主要な関係商社にも私どものほうからよく話をしまして、そういう商社が得意としております市場について、やはりPRなしは市場の調査をはかつていくというふうなこと、いろいろな手段を通じてまして日本米の輸出についての理解を深めていきたいと思ひます。

○森本政府委員 最近の新聞等によると、余剰米に引き合いがたいぶあるように見えますけれども、もつともこれは日本が余剰米をかかえて困つていゝという事情を聞いてのことだと思ひますが、非公式でも公式でも大体どのくらい現時点において引き合いがあるか、その点についておわかりになれば教えていただきたい。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、まだ確定的な数量ないし相手は十分つかんでおらないのでございますが、先般ペキスタンのほうと交渉いたしました際に十万吨貸し付けをいたしたわけでありましたが、なお十万吨程度のもので、こういった法案が成立すれば申し込みたいといったような非公式な意向も漏らしておりました。なお、インドネシア等に対しても、向こうから要望があるのではないかとといったような非公式な情報も得ております。なお、関係商社のほうから、数カ國の輸入についての情報を多少得ておるといったような状況であります。

○鶴岡委員 次は国際価格の問題ですが、日本の國が政府手持ちを輸出するに對しては、国内米の価格が国際価格から見ると二倍から三倍にもなつておられるわけでございます。その差額といふのは、今度ほもし輸出すれば、食糧会計が負担しなればならぬという状態になると思ひます。すなわち、輸出すればするほど財政負担の額は大きくなるんじゃないか。これはもう当然だと思ひますが、この際食糧赤字の増大が考えられるけれども、これに對してどういふふうに対処していくのか、政務次官にお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 御指摘のようなことで、国内の価格と輸出価格との間に差額がありますから、それについての財政負担という問題が生じてまいりませう。いまのところは確定的な数量が折り込まないというふうな状態でございますから、四十五年度予算におきましては、大体過剰米処理対策というふうなことで一定の額を見込みをもちまして計上しております。輸出が今後進んでまいりませうれば、それに伴う財政処理については、財政当局とも十分ひとつ話し合いをしてみたいと思つております。

○鶴岡委員 わが國の売り渡し条件として、輸入國政府に對し円滑な輸出をするために、とありますけれども、アメリカの對外援助と同程度のクレジットにする必要があるんじゃないか、このように思はれるわけですが、経済事情も違ふアメリカと同じクレジットでこちらは割りに合うのかどうか、この点いかがでございますか。

○森本政府委員 御指摘のように、こういった状態でも円滑に輸出をしていくというためには、外國のほうでどういった条件で輸出をしておるかということも十分らみましまして、私どものほうの輸出についての条件も定めなければならぬというふうな思ひます。したがって、法律におきましても三十年といったようなかなり長期の延べ払い方式、また金利につきましても先般御答弁を申し上げておりますように、アメリカのPL四八〇に準じたようなことで私どもも考えていこうと思つておられるわけでございます。

○鶴岡委員 いままでの貸し付け方式その他によつて、數量にすると八十万トンの米の輸出を行なつておられるわけですが、これも当然考えられることでございますが、今度これが韓国、ペキスタンからの返還六十六万三千トンの對して、將來需給のバランスがくずれれるのではないか、このような点についてどういふふうな政府としては対処していけるのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

はございませんで、二十年間というきわめて長い期間にいわばなしくずしに返ってくるというございませんで、従来貸し付けをいたしましたようなものが国に返還になる時期におきまして、単年度にしますとそれほど大きな数量ではないということ、わが国の需給に対して大きな攪乱要素になるというふうには判断をいたしておりませんで。

○鶴岡委員 このことについて新聞紙上で見たのですが、過剰米に悩む食糧庁にとって条件はともかく、在庫量が減るのはこれは大歓迎である、返してもらおうとは思っていない、代金を積み立てて開発資金にでもという記事を見たのでございませんで、この点について何か具体的な話があるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 別段、具体的な話はあるわけではございませんで。私どもとしては、貸し付けをいたしました条件が的確に履行されることを期待をいたしております。

○鶴岡委員 ガットのロング事務局長がこのように言っておられるわけ、伝統的に農産物輸出でない国は輸出をしないという内容の国際宣言をまとめた、このように提案したと伝えられておりますけれども、もしこの提案が実現しますと、わが国のように伝統的な農産物の輸出実績を持っていない国は輸出できなくなることになるわけ、これは公式ではないと思えますけれども、そうした場合に本法案を成立させても何ら効果を發揮することができなくなるわけ、この問題についてお聞きになっておられるかと思えますが、どのように対処していかれるかお伺いしたいと思えます。

○小暮政府委員 ガットのロング事務局長が来日いたしましたときに、ただいまお話しのような趣旨のことを述べたと当時新聞で報道されたことがございませんで、この点は実はそのような具体的な直接の提案が当時あったわけではございませんで。ただ、本年の二月にガットの総会がございました。この総会の席で、農産物の輸出は輸出

補助金づきでなければ売れないような過剰農産物を生み出すような政策をとるべきではない、また農産物の輸入国は、政府の補助によって自給率が高まる結果、輸入の可能性が漸減するような政策をとるべきではない、こういった考え方を農業政策運用の原則として認め合ったらどうかという提案がなされた事実がございませんで。しかしこの提案につきましても、関係国が種々検討した結果、そこまで機械的に申し合わせることは適当でないということ、何の申し合わせも行なわれなかつたという経過がございませんで。

○鶴岡委員 過剰米処理対策の一環として米が売渡されるわけでありませんで、古米、古々米の在庫量は四十五年度末には約八百万トンにもなるだろう、このようにいわれておられるわけですが、これを処理する場合に古々米から処理をするのか、古米から処理をして売り渡されるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 輸出についてのお話であろうと思えます。輸出につきましても原則として、私どもとしては相手国の希望に応じて売り渡していきたいというふうに思えます。処理のこちらの都合といたしましては、できるだけ処理に都合のいいような品質から売却をしたいということ、管理をするもの、あるいは国内的な事情からいまして当然の話であります。

従来の実績を見ますと、たとえバキスタン等は品物を見せましたところが、四十二年産のほうは嗜好に合う、つまり古々米のほうは嗜好に合うというふうなお話がありませんで、私どものほうもきわめて好都合であったわけですが、沖繩等に対しまして売却をいたします際には、やはりあつた特殊な関係がございませんで、昨年の暮れなどはオール新米で渡してくれというふうなお話がありませんで、そういった希望に対しては私どものほうも十分事情を考慮して品質を考えたということとあります。

話をしまして、向こうの希望、こちらの都合をよ調整をして年産別の売り渡し数量をきめていきたいというふうに思えます。

なお、米を海外に輸出いたします際には、最低相手側からクレームのつかない、またむしろ積極的に日本米の品質が好評であるというふうな形で品質の問題を考えていきますが、将来の米の輸出については非常に好都合でありますから、さような点も十分留意をいたしまして、年産あるいは品質について慎重に配慮をしていくことにしたいと思っております。

○鶴岡委員 次にこの古米、古々米の輸出についてでございますが、かつて日本が食糧難時代、昭和二十八年、二十九年ごろに東南アジアから輸入したいわゆる外米の中に黄変米があつたのは御記憶になっておられると思えますけれども、今回は逆に輸出するわけでございますが、この際輸出先がおもに東南アジアから南方方面にかけての輸出となるわけでございます。そこで、輸出過程において、その米の管理方法、また気候にしても高温多湿の地方でございませんで、万が一米の変質によつて人体に危険性があるようなことが出てくれば、これはいわゆる国際信用の問題でもございませんで。この点について、米の保管、それから管理方法、輸出方法についてどう考えておられるのか、ただ万全を期すというだけでは、検査方法とか搬出方法、予防対策等については当然考えられなければならぬと思っております。この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 御指摘のようなことでございませんで、私どもとしても米の品質については十分注意をしなければならぬというふうに思えます。注意をいたしまして、輸出にあたりましては、まず出庫にあつたてでできるだけよく精査をいたしまして、品質上問題のないものを充当するということを考えております。また特に高温多湿といふことが、非常に湿度の高い、また湿度の高いような東南アジア地帯に米を輸出をいたします際には、輸送の過程あるいは向こうへ参りましてから保管の途

中で変質をしないような品物、なるべく水分の低いものを選んでまいります。また精米で輸出することが非常に多いわけでありませんで、精米で輸出をいたします場合には、搗精の歩どまりについても通常のものよりは若干落とすことを考へる。またぬか切れについても十分研摩機等にかけてぬか切れをよくしてまいります。また、特別に品質の管理には注意をいたしたい。また、当然のことではございませんで、輸出にあたりましては輸出の港において国際的な検定機関の検定にかけるというふうなことで、品質上の管理を十分行ないたいと思えます。

なお、念には念を入れるというふうなこともございませんで、たとえバキスタンに貸し出しをいたしました際には、わざわざ食糧庁の職員を現地に派遣をいたしまして、着いた品物はどうか、どうな状況になっておるか、またその後における保管管理というのはい体どういふ形で行なわれ、向こうで消費されましてした場合の評価はどうかといったようなことをよく見させていただきます。なお、バキスタン等に運送いたしました際には、現在運送しておる途中であります。船に食糧庁の職員または十分信用の置けますところの検定機関の専門家に同乗をしております。輸送の途中において米の品質がどうかというふうな状態に管理をされておるかというふうなことも十分見させていただきます。よろな状況でございます。

あれこれよく注意をいたしまして、品質上問題のないようにしていきたいと思っております。

○鶴岡委員 この際ちょっと自主流通米のことについてお聞きしたいのですが、一昨日ですか、サントリー新聞で、自主流通米をスーパーマーケットで販売する、こういう記事が出ておりましたが、昨年はスーパーマーケットでの販売を農林省は待たせておりましたが、これはそれはそれに踏み切つた、こういうことでございませんで、その理由はどういう理由で踏み切られたのか。ここには「消費拡大」「七月ごろ実施」ということが書いて

ありますけれども、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○森本政府委員 自主流通米につきましては、十四年産がああいうふうな経過ないしは実績の見通しということになっておりますから、私どもとしましては、四十五年産について自主流通米の運用なりあるいは制度の改善ということについて、前向きに検討したいということ目下やっておりますわけでありまして、ただ、結論的に申しますと、御指摘がございましたような新聞の記事、スーパーマーケットに自主流通米を販売させるといふところまで目下のところ考へているわけではございません。何ぶんにも自主流通米の制度というのは全体の配給制度の一環として組み込まれておるわけでありまして、いろいろな流通の規制なりあるいは態様というのとは一般の配給米と同じようなかっこうになっておるといふことでありますから、そういった体制の中でスーパーマーケット等に販売をしていただくことになれば、なかなかむずかしい点があるのではないかと感じました。また、監督が十分にいくかどうかということも考へなければならぬ。そういったものが入りました際の販売についての効果、弊害ということも十分考へ合わせなければならぬということ、結論的に申しますと、まださような点まで考へておるわけではございません。

○鶴岡委員 そうすると、スーパーマーケットで販売をするというところは考へてない、このように理解してよろしいでしょうか。

それと、このサンケイ新聞は非常に詳しいわけです。七月ごろから実施するとかスーパーのほうでも許可さえあればすぐにも販売したい、非常に詳しい内容があるわけなんですけれども、これは誤報である、このように理解してよろしいでしょうか。

○森本政府委員 いま御答弁を申し上げましたようなことで、現在の段階においてはさようなところまではいっておりません。

○鶴岡委員 誤報は誤報でいいのですけれども、

それでは自主流通米の量については、去年はたしか百七十万トンで約半分以上の七十三万トンですが、それだけの消化しかできなかった、このような数字が出ておりますけれども、ことしの見通しはどのくらいになっておるか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○森本政府委員 自主流通米の実績は二月の末までに大体七十四万トンぐらいいまいておると思ひます。今後まだ多少の期間が残っておりますから、私どもとしては全体を通じて約九十万トン程度に自主流通米の実績がのぼるのではないかと見込みを立てております。

○鶴岡委員 それでは最後ですが、沖繩に關しての問題でございます。

沖繩への米の輸出問題についてはいろいろ問題がございまして、政府は四十五年度に三万三千トンの輸出予定になっております。沖繩における年間消費量は約九万トンと聞いております。その九万トンのうちの約九割が、アメリカをはじめオーストラリア等から輸入しておるわけでございます。したがって、この諸外国からの輸入を全面的に日本の国内産米に切りかえる考えは現在農林省としてあるかどうか、この点について政務次官にお伺いしたいと思ひます。沖繩現地の人に聞いたわけでございますが、輸入米は非常にまずいとも言っております。この際、日本の余剰米対策としても当然考へられることではないか、私はこのように思ふわけでございますが、切りかえる考えはあるかどうか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○森本政府委員 沖繩に對する米の輸出でございますが、何ぶんにも沖繩のほうは日本とどういった関係にあるところでございまして、私どもの気分としましては、沖繩側から要望があれば、そういう数量については十分おこたえをしたいというのが私どもの気持ちであります。ただ実際の沖繩側の手続によりますれば、琉球政府のほうでいろいろ考へまして、また向こうには民政政府といつたものがございまして、さようなところとも御

相談をする、あるいは承認を受けるという形をとって、実際の日本からの輸入の数量、日本側に対する輸入の要請というものが行なわれてくるように伺っております。私どもの気持ちとしては、沖繩側から要望がございすれば、それには十分こたえていきたいという感じを持っております。

○森本政府委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○草野委員 倉石農林大臣が十二時過ぎに御座られるのでありまして、本日は二法案の採決の關係で、大臣に対する御質問はそれ十分ございまして、きょうに引き続きまして少し御質問を申し上げたいと思ひます。

○森本政府委員 この問題は主管が文部省でございまして、文部省の当局のほうから、学校給食に於ける米の利用を今後円滑にしてい、積極化していくにはどうすればいいかということをかかり長い期間にわたって議論をしたといひますか、打ち合わせをしてきたのであります。一つは、文部省のほうとされましては、何ぶん長い間学校給食の食事の形態としてはパン食、それから牛乳、それに配するにおかずといふような形が主要な形態である、完全給食の姿としては主要なものだといふこととやってみまいた。したがって、一どきに画一的に米に切りかえをするということにはそこいらいろいろ問題が起ってくるということでございますから、まず一つの考へ方としては、米作地帯等で学校給食を希望する学校がございまして、現に多少の数字でありますけれども、学校給食に弁当を持つてくるかそういう形でやっております。そういうところに対しては、学校給食上の補助について、いままではパン食の場合に比べ

ようだ、計画の大体三分の一程度の段階にあって、これからまたさらにお願いをしたいかなければならぬ実態にあるということが数日米の新聞でも報道されております。またその報道を待つまでもなく、私どももその情勢については承知しておるわけでありまして、この学校給食の予定をしておりました計画が、たとえは小中学校の關係で九十二校、定時制高校で二十校の米飯給食の実験校を指定してやるというのですから、全国の小中学校、定時制高校から見れば、数としてはごく一部になるわけですが、この間の事情がどういふふうになっておるか、どこに問題点があつてせつかくの試みが円滑に進まないということになっておるか。あるいは、せつかく新年度から新しく乗り出したことであるから、やはり隘路があるならばその隘路を打開するためにどういふ手を打つておるか、こういう点について、農林省当局から経過と問題の処理の方針についてお伺いしておきたいと思ひます。

○森本政府委員 この問題は主管が文部省でございまして、文部省の当局のほうから、学校給食に於ける米の利用を今後円滑にしてい、積極化していくにはどうすればいいかということをかかり長い期間にわたって議論をしたといひますか、打ち合わせをしてきたのであります。一つは、文部省のほうとされましては、何ぶん長い間学校給食の食事の形態としてはパン食、それから牛乳、それに配するにおかずといふような形が主要な形態である、完全給食の姿としては主要なものだといふこととやってみまいた。したがって、一どきに画一的に米に切りかえをするということにはそこいらいろいろ問題が起ってくるということでございますから、まず一つの考へ方としては、米作地帯等で学校給食を希望する学校がございまして、現に多少の数字でありますけれども、学校給食に弁当を持つてくるかそういう形でやっております。そういうところに対しては、学校給食上の補助について、いままではパン食の場合に比べ

試験実施というのには必ずしも成績がうまく進まぬ

て必ずしも十分いいというふうなことがございますから、さようなものについても今後助成の面でも差別をつけたいというふうな形でやっていったらどうか。全般的に米の給食をやつてまいりますには一つ問題になりますのはやはり経費がかなりかかる。新しく炊飯施設をつくらなければいけません。それから、パンと違ひまして、米をたいて、それを食器に盛るといふふうなこともありますから人間がかかるというふうなことも。それから、食事の献立について十分栄養が配慮されるような献立をどうつくればいいのかといったようないろいろな問題がありますから、さような問題を十分解明することとあわせて、米飯の利用を促進するといったようなことから、御指摘がございましたような校教を選んでは、学校給食の試験実施についての補助をしていきたいということになっておるわけでありまして、先般新聞に載りましたような状況については、文部省のほうとはまだ十分打ち合わせをしておりませんから、私どものほうで必ずしも実態がつかめておらないのでございますが、もし新聞に伝えられておるよう希望が少なくないということが実態でありますれば、私どものほうとしても文部省とよく打ち合わせをいたしまして、今後こういう問題についてどう対処していけばいいか、真剣にひとつ研究をしてみたいと思つておるのであります。

せつかく学校給食に新たな手を打とうとするときに懸念があると、来年度以降さらに一歩前進をさせようということにも障害が出てくると思うのでありまして、私はここでこの問題をさらに深くお聞きしようと思ひますけれども、少なくとも本年度最良の計画でありますから、この計画が円滑に実施できるように、いまの長官の御答弁からいきますと、直接の所管でないので実態を文部省にもよく聞いていただくこととありますが、これは農林省としてある意味ではお願いしておるほうなんだから、実際はよく知つていななければならぬはずなんです。そういう点は別として、本年度のささやかな計画については円滑に実施できるように、また必要な手を打たなければならぬとすれば、そういう必要な手も打ちながら来年度への展望を切り開くということでもぜひ努力してもらいたいと思うのですが、その点は、大臣おいでになりますから政務次官いかがでございますか。

○渡辺政府委員 学校給食の問題は私どもの党内でもぜひいぶらうるさい人がありまして、なぜやらせぬか、もっとやらせると、こう言うのであります。希望をとつてみると、この間の新聞でもあるように、案外にそういうことを言う人の地元で賛成が少なかつたりすることが多い。私も私もそういう経験があるわけでありまして、これは一にかかつて、長い習慣もありまして、先ほど局長が言つたように、やはり人手がかかる、それで現在必ずしも学校給食をやる場合それ相応の人手をふやしてやっておるわけではなくて、先生方がいぶん御奉仕をして、パンを分けてやったりいろいろなことをやつておるようであります。それがお米ということになって、しかも学校でそれをたいて出すというふうなことは、経費の面ばかりでなくて、そういうふうな手数の面で非常に問題がある。私個人的に学校の先生方にもいぶん聞いてみるのですが、まず賛成をする人は非常に少ないというところは、われわれ当たつてみて実はそういう感じを受けておるわけでありまして、しかし、そうかといつて新潟県やあるいは秋田県のような、これはたとえばの話ですが、米どころの産地でもパンを食わせなかつた方がいいじゃないかというのも、率直な住民感情として当然でありまして、やはり施設その他を一切全部学校でつくるといふようなことよりも、もっと、ともかく弁当を持ってくればおかずは学校でつくつてあげます、それに対する補助は差し上げます、こういうふうなことで進めるといふことのほうが、むしろどこで食つたつて米の消費といふことですから、学校でつくつてみるもあるいはうちから持つてきたものを食つても米の消費には変わりはない点で、私はそういうことのほうが米の消費といふ点からすればむしろはかどるんじゃないかというふうな気がいたしておるわけでありまして、もちろん学校給食については、今後ともいろいろお知恵を拝借をして、その消費拡大ということに努力をしていくつもりではおりますけれども、半強制的に都市まで含めて全部学校給食に米を出させるということは、私の見通しとしては非常にむづかしい形ではなからうか。したがつて抵抗のないような形で、先ほど言つたような方法等を取り入れてやること、一番いいのではないかと、そういうようなことと進めてはどうかというところを言つておるわけでありまして、ただ、学校が直接給食をするというのに対して、ことしもお米は無償で提供します、補助金も施設については相当大幅に出しますというのをいって宣伝をしておるのです。それについても正確な報告を受けておるわけですが、私も新聞で承知をした程度であります。あのような模様であることが事実のようであります。したがつて、なかなかうまいきめ手がないんであります。今後とも一そうの努力をはかつていきたい、かように存じます。

○南屋委員 学校給食問題について、これを実施しておる諸君の受けとめ方の問題が私には一つ問題点があると思つておる。日本の国内でできる農産物を、米にしろあるいは小麦にしろ使つて、それで学校給食が行なわれるということならば、これはいわゆるどちらを選択するかということでありまして、申し上げるまでもなく、パン給食ということになれば、これはいま四百万トンの大台で外国から外貨を使つて輸入しておる問題なんです。しかもわれわれは、今日の米の過剰在庫の状況からいけば、この四百万トンの大台を、国際貿易の關係から申しますと全部やめるというのには暴論でありますけれども、少なくとも三分の一くらい圧縮するとか、あるいは二割圧縮するといふようなことを当面の緊急対策として考えたらどうかという意見を持っておるわけでありまして、そういうふうな前提に立つて、つまり日本のいわば農政サイドの観点に立つてあるいは国益の立場に立つて考へてまいりますと、学校給食というのはいわば公的に実施しておるわけですから、一般の国民がうどんを食べるか米を食べるかあるいはパンを食べるかといふことは一々制約するわけにもいかぬでしょうけれども、私はパン食を中心とした学校給食、本来の学校給食がねらつた給食の趣旨、やはり次代の青少年の多面的な食事を通じて体位の向上をはかるという趣旨そのものは、何も否定する必要はないと思つておるのですけれども、最近の米のこういう状態からすれば、緊急対策として頭の切りかえをする、そういう点については給食実施者も強力な姿勢をとるといふのが本来の姿であると思つておるのです。そういうことも含めて、やはり文部省自身もこの米飯給食の問題については基本的な考え方の置きどころを、これはかつて、ちょっと古い話になりますけれども、学校給食協会のあり方について、本委員会でもいぶん議論をしたことがありましたが、そういう議論は別として、やはり現実にはわづかばかりの実験校の問題が、いまの報道からいくと三分の一程度だといふのは非常に残念な実態だと思つておる。これはやはりできるだけこの計画が円滑に実施できるように努力をしてみたいと思つておる。その前提に立つて、生産地と消費地では、学校給食で米飯を取り上げる問題は、私は率直にいつて、これはちょっと条件が違つておるのだらうと思ひますけれども、それにしても、さらに前進が来年度

できるような方向で努力をしてもらいたいと思ひます。

それから、やはり消費拡大と関連をして、最近新聞に、茨城県農協におけるいわば政府から売り渡された米をまた逆に政府に売ったかのごとき報道が出ておるわけですが、若干食糧庁の調査の結果等を聞きますと、あの報道自身には実態を伝えない状況もあるというふうにお聞きしておるわけですが、この状況について、ひとつ事務当局からお聞きけれども、現在進行中のこととございまして、まだ完全に事態が判明しておるというわけではございませんが、現在まで私どものほうで入手をいたしました結果によりますれば、水戸市の上大野という農協でございまして、主として四十四年産の陸稲の買入れについて発生をした事実のようでございます。

この農協は、昨年におきましては約百俵程度の陸稲の売り渡しといたしまして、政府側からいへば買入れの実績のある農協であります。その農協が、五十五俵陸稲を持ってまいりまして、さらに百八十六俵の陸稲の売り渡しの申し込み並びにその前段階としての検査の請求がございまして、そこで担当の検査官は、従来の実績からいいますとこれは少し多過ぎるのではないかと、あるいは不審の念を抱きまして、みずから、または関係者にお願いをいたしまして、その売り渡しの手続といたしまして、それを調べました。特定の数人の組合員から委託を受けて政府に売り渡すのであるという説明でありましたけれども、部落に参りましてさようなことを聞きましたところ、そういう事実はどうもないということが判明をいたしました。それでその売り渡しの手続が正当なものではないということで、関係の私どもの出先機関に

おいては買入れを行なわなかったということとございまして。

なお、一体そういった米はどこから来たのかということをお調べしたところ、やはり水戸市にありまるところの人から頼まれて、農協が売り渡しにかかったということが判明をいたしてございまして。

さらに、上大野農協の周辺にありまして、三の農協についても、そういった事実があるのではないかと疑いがあるにございまして、私どものほう並びに関係の警察署のほうでいま取り調べをしておるというのが現在の状況でございます。

それから、そういった関係の農協からすでに買入れをいたしました米について、現在そういう農協の倉庫に入っておるものもございまして、それからすでに消費地のほうに搬送したのもございまして、現在残っておりまるところの買入れた昨年産の陸稲について調査をいたしましたところ、その品質は古米ではなくて新米であるということが判明をいたしてございまして。

○倉庫委員 いま食糧庁長官からお話しになりました茨城県の問題は、私自身直接現地の調査をいたしましたわけでもありませんし、現に官憲がすでに捜査に入っておるわけでありまますから、そのこと自身の問題については、いま情勢について報告をされた、その点を承るということと終わりたいと思つておるわけでも、ただいわゆる消費拡大と関連をして、これから新規用途にも新しく振り向けたいところ、場合によってはえきにも回そう、あるいは海外にも出していいところというふうなことで、いわば食糧管理制ができてからいまままでのノーマルなルールによる運営方針から、新規のものがたくさん出てくる形勢にあるわけですね。したがって、いわば政府の買入れ価格、売り渡し価格との逆さやとか、いろいろな問題も含めて、この報道されたそのもの自身は、必ずしも実態と合わない報道であったにしても、この種報道に類するような問題というものが出てくる危険性というものは、当然持っておるわけですね。したがって、そういうこ

とも含めて、今後の監督指導体制、こういうものをおこなうふうにやっていくかという点については、やはり新しい観点から考えていく必要があるだろう、こういうふうにお聞きしております。その辺のところは十分御検討の過程にあると思つてございまして、どういふ考え方におられるか、ひとつお伺いをしておきたいと思ひます。

○森本政府委員 御指摘の点は、私どもが今後過剰米の処理として、国内に米を販売をしていきます際に、最も注意しなければならぬ肝心な点だと思つておられます。現在、過剰米の処理としてはまだ必ずしも新しい用途に販売をしておるわけではございませんが、なるべく早い機会にそういう処理の全体の方法をつける資料にも資するといふ観点から、新しい用途について、たとえば飼料用等について、あるいは一部の工業用等について試験的な売却をしたいということ、いま研究をしておるところでありまます、そういうこととをやります際に、横流れといひまます、目的外に使用されるということを極力防止をしなければならぬということ、現在検討しておりますところでは、たとえば飼料用に販売をするということとありますれば、第一種の配合飼料工場に相手限定する。またできるだけ監督の便にやすいように、自動化をしたような工場を、主として相手として選定をする。また売却にあたりましては、作業場なりそういう工場に向かつて、政府のほうから政府運送によって送りつける。また製造の過程におきまして、食糧庁の職員ないしは信用のある検定の専門家に、よく監督をしていただくといふような種々の観点から、目的外に使用されるということとを極力防止するような方法を、いま研究をしておるところであります。何ぶんにも大量にわたる過剰米を、将来処分をしていくことになるわけでありまますから、さような安全を期するといふ観点も一つ大きく重視をしなければならぬ。またさういふことが迅速にといひまますか、持つておられますと保管料にしても、あるいは金利にしても相当かかってくるわけでありまますから、

迅速に計画的に処理をするというふうなことも、一方考えなければなりません。そういう両者のかね合いをいかに調整をし、配慮しながら今後処分をしてまいるかというところは、私どもも目下一番頭を悩ましておるところであります。

○倉庫委員 当面審議の組上りのほつております外国政府等に対する米穀の売渡しの関係する暫定措置法案、この問題と関連をして、わが国の米の輸出、これは専門調査室の資料にも現実に出ておりますように、いままで八十数万吨、貸し付けであつたり、あるいはケネディラウンドによる食糧援助であつたり、あるいはその他の方法を通じて出されてきた。ところがその内容を見ると、韓国の六十数万吨をこえた量を占めておつて、あとのところがその他の部分である。そこで本法が実施される場合に、本法の実施でことしや来年あるいは数年間に期待できる量、あるいはケネディラウンドの行くえが来六月三十日以降延期されるかどうかという例の食糧援助規約の十一条件問題というものはもちろんあります。きのう外務省等にもお聞きしたわけですが、そういう問題も含めて、過剰在庫の問題が、五年くらいの射程の距離内でどれくらいのものか米の輸出ではけるか。これは一つの判断の問題になるわけですね。これは相手国もありませんし、必ずしも的確にはいかにわけてすけれども、おそろくこちらとしては五年の射程の範囲の中で、毎年平均でいふならば五、六十万トンから、できればそれをオーバする方向で、ひとつ出したいというふうなことでなからうかと思つておるわけですが、その辺のところの判断としては大体どういふふうにお聞きしておられるか。きのうはその点については真正面からの御答弁がなかったわけですが、ひとつお聞きしておきたい。

○森本政府委員 昨日もお答えを申し上げましたようなことで、いま的確に何トンということとはなかなか言いにくい情勢でございまして。過去一年間ほどの間に、御指摘がございましたように韓国が中心でございまして、韓国その他他カ国に

か。これは食管法の第六条の中では、例の輸出、輸入あるいは移出、移入というような形で価格については農林大臣これを定むところ書いてあるわけですが、そういうことも関連するのですけれども、具体的な運営は本法の場合どういふふうにやられるわけですか。価格はやはり時期的には変動があるわけですね。具体的にはどうなる。財政的な問題にもやはり財政負担で関連してくるわけですから。

○森本政府委員 こういった国際的な競争の中で輸出をするわけですから、原則論としては国際価格に準拠してきめるところになりなす。ただ御案内のように、小麦でありますれば国際価格というものは世界的なマーケットがかなり形成されておりますから、つかみいいわけですから、米の場合にはそれほど、国際的な完全なマーケットというものがあつた、ないような話でありますから、国際価格と抽象的にいって、何をもちいて国際価格と判断するかということとはなかなかむずかしいわけでありす。組織的に調べるといたしますれば、個別散発の取引を追つかけてもしょうがありませんから、結局基準にするものは、タイの輸出の建て値というのが国際的にいってまあ準拠すべき一つの基準といふふうな感じがいたしております。これはもちろん、先ほど来申し上げておりますように、月にやり、また同じ月内でも日により違つていふふうなかつたことでもありますから、できるだけタイのそういう値段を迅速に私どもとしても把握をする。しかし品質のことも考えなければならぬ。また出します相手先の市場の状態、つまり南米でありますれば、近隣のブラジルでありますとかそういうふうな国がかなり至近の距離として輸出をするわけでありすから、タイ米の価格を基準にしなから、そういう市場の状況もよく考えあわせまして売り渡し価格をきめていきたいというふうな思つております。

○倉屋委員 本法が成立した場合に具体的に運営をしていく過程で、たとえば「支払期間三十年以内（十年以内の据置期間を含む）の年賦支払の方法で農林大臣が定める」、それから利率については「政令で定める利率を下らない利率による利息を附」する、こういうふうになつておりました、きのうもお聞きしましたように、アメリカが現実によつておる据え置き十年、支払期間それによつて三十年、そして据え置き期間中の利率は二％、それから支払い期間中のものは三％、大体これが、これを考える場合の判断の基準になるだらう、これを判断しておりましたが、同時に第一項第一号の商社等の場合の三年以内の支払いについては、アメリカのCCCが韓国によつておる例の三年、六・五％、このあたりのところがもの基準になるだらう、こう判断しておるわけですから、それはそれとして、具体的にこれから運営をしていく場合に、「以内」と書いてありますから可能なわけでありすけれども、国によつて据え置き期間あるいは支払い期間というものがある程度弾力性を置くのか、こうは書いてあるけれども、利率にいたしてもあるいは据え置き期間、支払期間全体にいたしても、そう国によつて差異をつけるということをやらないといふ運営の考え方であるのか。東南アジアを中心として本法による長期延べ払いをやる場合に、そこは弾力的にいくわけですか。こうは書いてあるけれども、実際上は国によつて差異は原則的には行なわない、こういう考え方でいくのでしょうか。その点の今後の運営の問題の考え方についてはお伺いしておきたいと思つておるわけす。

○森本政府委員 国によつて差をつけるという考えは別にございせん。ただ、それぞれの案件によつて同一にするという必ずしもわけではございせん、こういう一定の基準の中で具体的に判断をしていくということにならうかと思つておる。特に金利につきましては、これはそれほどこぞの案件ごとに差をつけるという性格のものでございせんから、据え置き期間、それから償還期間というふうなことで従来から申し上げておりますように、アメリカの例を基準にしてきめて

いきたい。それから償還期間のほうは、これは取引の単位、つまり何トン取引をするかという数量によつてかなり影響を受けるしるものであります。数量がどうしても多くなれば向こうのほうの返還の単年度における負担が多くなるわけでありすから期間が相対的に長くなる。それから数量が少なれば相対的に短かくというふうな観点から、具体的に案件ごとに判断をしていきたいということにならうかと思つておる。

午後零時十六分休憩
○草野委員長 このまま休憩します。

午後零時十八分開議
○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。浦屋堅次郎君。

○倉屋委員 大臣御出席になりました持ち時間十分で質問を終わつてくれということ、外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案といたしては新法でありまして、本来なら最小限三十分くらいほしいところでありすけれども、理事会の申し合せでありますから、前提を抜きにいたしまして御質問申し上げたい。

御承知の当面の過剰在庫というものを打開をするために、国内の消費拡大問題、あるいは生産調整、さらには外国へ米を出す。これは従来ケネディラウンドの食糧援助でやってきた向きもありす。また食管法第七条第一項による貸し付けも去年あたりから実施を始めてまいりましたが、新しく長期低利の延べ払いによつて売却方式をとる、こういう方法を出されたわけでありす。同時に、あすはエカフェの総会に愛知外務大臣がパナマコへ行かれて、これから五年後には、例の国連の貿易開発会議で、二回目に、第一回の国民所得の二％目標というのを、国民総生産の二％目標というのに勧告決議がなされたわけでありす。愛知外務大臣のきょうの報道によりますと、いわゆる後進国援助については五年を目

途に、国民総生産の二％を目途にやりたいというふうな報道が出ておりました。さらに政府自身としては、農産物を含む自由化問題というのをスビードアップしてやりたいということ、内外の農業をめぐる情勢といたしましては、あつたらしい面もありす。同時に、本法と関連して農林大臣にお伺いしたいのは、そういう情勢の中で、わが国の農林物資の対外輸出方針というものを、具体的にこれから七〇年代の方針としてどう考えていくとするのか。私は米の問題の当面の性格は、国際価格と国内価格との関係というふうなものもこれあり、必ずしもノーマルの形における米の輸出という形ではなからうと思つておるけれども、まああまあ鉄工業の非常な発展の中で、国際的にそれぞれの部門で第一次第二次といふふうな目ざましい中で、日本の農業がこれだけ農林諸君が勤勉に一生懸命やっておるのに、なおかつ今日の現状では残念ながら、国際的に対等に競争できるという品目もありません。多くの問題は国際比価その他の関係でそういうふうにならぬのであります。しかし、そういう農業の持つ内部の体質の弱さも克服しながら、気持ちとしては、日本の農政の柱である米も含んで、正常状態である程度の適量の出されるという方針でいくようか。かまえて日本農業の体質改善も考えたらどうかという前提も私の気持ちの中にはあります。いすれにしても、七〇年代の農政サイドの対外に對する農林物資の輸出方針とかいうものを、どういふ考え方でされようとするのか、農林大臣からまずこれを伺いたいと思つておる。

○倉屋国務大臣 農林物資の海外輸出につきましても、海外市況のこともあります。それから国内の農業生産及びその価格等、いろいろ困難な問題があるわけでありす。しかし長期的に見て、政府はこれを検討し、助長いたしていくように努力すべきである、このような基本的考え方に立っているわけでありす。

九

○甬屋委員 大臣は私とのやりとりのときはきわめて慎重に、あまり深く触れられないですが、時間の関係もありますから、もつと腹の中にあることはざつとばらんにひとつ出してもらって、お考えの真意を實際つかみたいのですけれども、わかりました。

きのうも私質問の中でいろいろお伺いをしたわけですが、いわゆる国民総生産の-%目標の援助ということになると、技術援助その他も含めて、農政サイドの問題でも従来でもやっておりまして、これが東南アジア等を中心にして技術援助その他資本の協力その他もありますけれども、ただその場合に考えていかなければならぬのは、例の開発輸入ということが通産サイドからよくいわれるわけですが、農林省の関係から技術協力等を考える場合でも、国内の主幹作物になるものと著しく競合するようなものに、日本政府自身が農林省を通じて積極的に開発輸入の促進をはかるという姿勢は、やはり国益の立場から問題があるというふうに思うわけですが、これから対外援助は増大されるでしょう。その基本的性格の問題の是非は別として、増大されると見なければなりません。その場合に、農政サイドからの技術援助あるいは開発輸入というものに対して、農林大臣としてはどういう御方針でこれから推進されようとするのか、この点ひとつお伺いしたいと思います。○倉石國務大臣 開発途上国からわが国に対していろいろなプロジェクトについての協力を求められております。私どもの関係の農業関係につきましても同様でございます。したがって今日まであまり政府側としてはまだやっておりませんが、民間では御存じのようにそれぞれいろいろなことをやっておりまして、従来までやってまいりましたのは、技術協力が一番大きいものであります。しかしこの技術協力に加うるに、いまお話がございましたような海外開発途上国は、わが国からいろいろな経済援助等も受ける立場にそれぞれございます。そういう場合に、彼らの希望するプロジェクトについての要求もこれからだんだん出てまい

るのであるかと思ひます。しかしお説のように、私どもの農産物と競合するようなものについては慎重にやらなければならぬことは当然でございますが、わが国で不足しておる、しかも海外から多量に輸入しておるような物資につきましては、そういうプロジェクトについては、そのときの事情に応じて対処していかねばならぬのではないかと、こう思っております。

○甬屋委員 ことしの農政白書で新しく自由化の国際的な要請、それにこたえて日本の農業サイドの問題から全体を十分判断しながら、しかも国際的要請をある程度受けざるを得ぬということで、自由化が従来予想されている以上のテンポで進んでいくわけですが、それと関連をして、ことしの農政白書で、関税あるいは課徴金のこれららの運営の検討をやはりしていく必要があるだろうというところで、課徴金問題というのが新しく提起されているわけですが、私はこのヨーロッパのE.C.その他国際的な課徴金の実際の運営問題というところもありまうけれども、おそらくこれから具体的なプログラムとしては、農政審議会が主要の農産物の価格政策についての討議をやるという、これは単に国内の農産物の価格問題だけでなしに、外国から入ってくる農産物とそれの国内への大きな影響を与えない方策をどうするかということになれば、課徴金あるいは関税問題というのは当然考えられてくる手法ですけれども、そこでこの課徴金問題に対する検討というのは、本年から来年にかけてこれが真剣に、具体的にどうするかというふうなことを検討されて、そして例の来年度末までの農林物資の自由化のプログラム、あるいは場合によってはそれ以降のものを繰り上げてというのにはタイプアップして、課徴金の具体的な実施というのには明年度後半期以降出てくるのではないかと、こういう一つの判断を持つわけですが、この課徴金問題というのに取り組んでいく農林省自身のこれからのプログラムは、政治的にどういうふうな判断にしたいのでございませうか。

○倉石國務大臣 貿易の自由化をしてまいらなければならぬということは、もうすでに閣議でも決まっていますのでありますし、その方針をとることが、わが国の全体として利益であることは、申すまでもないことでもあります。しかしその間に処しまして比較的低下生産性の物資につきましては、これは品目ごとに慎重に検討しなければ、にわかには賛成することができないという立場をわれわれは堅持しているわけでありまして、そういうことを考えてまいります間に、やはり価格政策が非常に重要になってくることは申すまでもないこととあります。したがってそういう場合に、関税あるいは課徴金等の制度を採用しなければならぬという問題も当然出てくるわけでありまして、政府の諮問機関であります農政審議会等において、いろいろな意見があるようでありまして、そういういろいろな方面の意見を徴しながら、私がいま申しましたような趣旨を貫徹し得るようになり、そういう課徴金あるいは関税制度を弾力的に採用してまいりたい、基本的にはそういう考えであります。それから、基本的にはそういう考えを十分聞いて、態度をそれぞれお各々の方の意見を十分聞いて、慎重に対処していただくわけでありまして、

○甬屋委員 約束の時間の関係がありますので、きょうはこれで終わります。○草野委員長 他に質疑の申し出もないようでありますので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。○草野委員長 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改正に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。○草野委員長 昨日の当委員会における農林省の農政局長並びに大蔵省及び厚生省の担当者の説明に立っております。農林年金の内容を積極的に改正すれば、それは恩給法との関係が出てくるの

点お尋ねいたします。第一の点は、農林年金法の第六十二条一項並びに二項に定める規定に対して、これは昭和四十五年の関係予算の確保とあわせて農林年金法のこれに該当する部分の改正が必要であります。それが今国会において予算の面においてもまた今回の法改正の面においても、何ら政府の熱意が示されておらぬということは非常に遺憾であります。特に六十二条第一項の給付に要する費用については、昨年の当委員会においても長谷川農林大臣は、今年度は百分の十六を百分の二十に改定する措置はできなかったけれども、四十五年度に向かつては予算の確保並びに制度の改正等については全面的な努力をすることを約束していただいております。これは当然倉石農林大臣においても継承して、四十五年度の子算の確保等の場合においても十分努力をされたかと思つております。しかし、努力はしたかもしませんが、予算面においても法律改正面においても努力のあとが全然見受けられないわけですが、どういふわけではできなかったのか。その点を明確にしてみらうのと、今回はできなかったが、来年の四十六年度に向かつては必ず実行するという見通しと決意があるか、その点を明らかにしてもらいたい。

○倉石國務大臣 補助率の引き上げにつきましては、四十五年度予算編成にあたりましていろいろ検討いたしました。これは前大臣のお話もございまして、大体私もそういう立場でございますが、いろいろ検討いたしましたけれども、他の共済組合制度とのバランスなどの点で実現を見なかつたわけでありまして、農林省といたしましては、この年金の現在の状況、財政状況等を見きわめながら、今後その方向でひとつ努力をしてまいりたい、こういうふうな思っております。○草野委員長 昨日の当委員会における農林省の農政局長並びに大蔵省及び厚生省の担当者の説明に立っております。農林年金の内容を積極的に改正すれば、それは恩給法との関係が出てくるの

できがたいというところ十分な改正ができなかった重点が置かれておるわけです。われわれとしては、比較論ということになれば、国家公務員等の共済年金制度との比較、あるいはまた元来は厚生年金から分離した経緯もありますので、厚生年金との比較論の上に立って理論的な論議をするというのであれば、これは認める点があります。が、恩給法との比較、影響という点になると、これは了承できないわけです。そこで、昭和四十五年度予算における政府が計上した恩給費というのはいくつなっているのか。これを軍人恩給と文官恩給に分けて、恩給、年金全体を入れての中心はどうかというウエイトを占めておるか。だから農林年金についてはなかなか所期の改正ができないという理由があれば、そこで明らかにしていただきたい。これは農林大臣から……。

○倉石国務大臣 いろいろな技術的な問題はもうずいぶんお話があったと思います。それで私も、長谷川君もいま申し上げましたように努力することを言っておりましたし、私ももしばしばいろいろな団体の方々にお目にかかってお話を聞いたりしたりしておるわけですが、いま申し上げたように農林省としては、これはぜひいまままで考えておりましたような方向で努力をした。それから予算編成にあたりまして、財政当局と私との間にはこの点でかなりの時間を費やして論議した経過もありますので、さらに努力を続けていこうと思っております。

○芳賀委員 それはいいが、昨日も非常に強調された恩給費というものがどうなっているか。これは、政府において四十五年度予算というものを編成されたわけですから、私よりも大臣のほうが予算のことはわかるとおもうのです。だから四十五年度の恩給費というものが、軍人恩給はどうなっている、文官恩給はどうなっている、特に昨年度に比較してどういふような伸びを示しているかという点は、これはもう頭の中に入っているかと思うのです。いかがですか。

○倉石国務大臣 事務当局から答えていただきます。

○芳賀委員 いや、わからなければいいですよ。そこで、百分の十六を百分の二十に改めるといふ点は、当然年金法の六十二条第一項の改正が必要になるわけです。第二項は、給付に要する費用に對する国の負担のほかに、国として必要な財源に對する費用を支出しなければならぬということになっておるわけですから、これが年金の財政からいへばいわゆる整理資源といわれるものであります。ですから、整理資源部分についても毎年の予算を通じまして四千万、六千万、昨年は一億、今年は一億五千万というように、額においては上昇をしておりますが、支出の積算の基礎、根拠といふものが明確でないわけでありまして、ですから、整理資源に對する国の負うべき負担というものについては、当然法律の上においてもその負担すべき最低の率というものを法文化して、いわゆる定率化するということが当然必要になるわけですが、これに對しても具体的な措置が講ぜられていないわけですから、百分の十六を百分の二十に改定することはもちろんであります。この整理資源に對する必要な調整財源の措置についても、これは国の責任において根拠を明確にする、この点の努力というものはあわせて必要になるわけでありまして、これは大臣としてどう考えておるわけですか。

○倉石国務大臣 これは御存じのように、政府部内で最終的予算折衝にあたりまして大臣折衝というやつかいなどに残りました難物であります。数字を私、いまだによく覚えておるのであります。財政関係はいまお話しのようにたしかことしは五千万ふやした。引き続いて定率のことについて種々相談いたしましたのであります。昨日もお話があったことと思っております。いろいろの理由でこれが不可能であった。しかし先ほど申しましたように、この農林年金の財政事情ともよく勘案いたしまして、さらに善処してまいり努力を続けるつもりであります。こういうのが私どものいまの姿勢でございます。

○芳賀委員 第二点は、既裁定年金に對する、一

つはスライド原則に基づく発動基準をすみやかに確定して、そうして最近における国民の生活水準あるいは物価水準等の経済変動に對応できるようにしなければならぬというところは、農林年金法の第一条の二においてもこの点を原則としては示しておるわけでありまして、これを、各公的年金共通の問題であります。特に農林年金を所管する農林省においても、農林大臣として積極的な推進が必要であると思っております。

さらに今回の改正の中におきまして、既裁定年金の最低保障額については、これは十分な改正が行なわれておらないわけでありまして、特に退職年金、障害年金等につきましても、年齢七十歳以上の者というように特に年齢制限をするというようにならざるは、これは他の年金制度の運用にも見ることのできない、まことに逸脱した消極的なやり方といわなければならぬわけでありまして、もう一つは、二十年未満の遺族年金の關係等についても、昨年の改正の場合におきましても、今回の改正の場合においても、これは対象から除外することになっておるわけでありまして、したがって、旧法期間の一番低額のものについては、いまだに遺族年金は一万九千円台というのがそのまま残されておるわけです。一万九千円が月額であれば話がわかりますが、年額一万九千円、あるいは二万三千元というような常識で判断できないような点が未解決になっておるわけでありまして、これは当然、政府が改正案を出さない場合においては、当委員会において進んで修正の形で実行すべきところでありまして、いろいろな事情がありましてこれさえもできないことはまことに残念であります。

したがって、一体農林大臣としては、農林年金においても、あるいは社会保障制度の重要な柱である年金制度の中において、既裁定年金の退職年金にしても、障害年金にいたしましても、あるいは遺族年金にいたしましても、ほんとうに社会保障の本来の立場の上に立ってこれを理解して推進しておるかどうかということに大きな疑問を持

たざるを得ないわけでありまして、この点について来年度を目途にして必ず根本的な改善を行なう意思があるかどうかということについては、この際見解を明らかにしてもらいたいわけであり

○倉石国務大臣 最初にお話しのスライド制であります。このことにつきましては、他の公的年金制度とも通ずる問題でありますので、政府においてはそういう御意見についていま検討いたしておるわけでありまして、そういう政府の態度決定を待たなければ、私どもだけで何とも申し上げかねるわけでありまして、

それから、この農林漁業団体の農林年金の補助率の引き上げにつきまして、国の財政事情との関連を無視していきまことにこの法的措置を講ずるといふことは、私どももいたしましてはそのようなことはできないと承知しております。

なお、二十年未満の者にかかる遺族年金につきましては、国共済との関連がございまして、単に農林年金だけの問題として処理いたしかねる事情にあることは御承知いたしておると思いますが、その金額が十分であるとは決して承知してございませぬので、先ほど申し上げておりましたように、この年金制度全体について前向きな姿勢で対処してまいりたいというのが私どもの考え方でございます。

○草野委員長 芳賀君、簡潔に願います。

○芳賀委員 いや、簡潔にやりたいが、大臣の答弁がなっていないのです。

○草野委員長 だけれども、時間だから……。

○芳賀委員 いや、時間だけにこだわって、大事な質問は済まない。

いいですか、大臣、あなたのいまの答弁は要を得てないのです。私の聞いていることと別なことを、別なメモを読んでいられるじゃないですか。特にこの七十歳以上の年齢制限の問題とかあるいは二十年未満の者の遺族年金が依然として改正されな

いという点については、これは昨日の政府委員の答弁によりまして、決して国家公務員共済年金

やあるいは厚生年金との比較でできないというわけではないのです。これを改正した場合においては恩給法との関係があるのでありますが、これはとを定める述べておられるわけでありまして、これは農林大臣から明確にせらるべきことにならなければなりません。ですから、われわれとしては恩給法と農林年金制度との直接的な関係というものは無いというふうなことは判断しておられるわけですから、恩給法以外の他の公的年金においてはこのような差別的、制限的な措置というものは講ぜられていないわけですから、ですから、これは農林年金法の本則にこれを戻すという措置がすみやかにとられなければ改善はできないということになるわけです。当然のこととしてすべきであったものができないので、来年を目途にして、ぜひこれは解決をすべきでないかというの、これは単に私だけの質問ではなくて当委員会全体の意思でありますので、この点重ねて明確にしてもらいたいと思っております。

○倉石国務大臣 先ほど申し上げましたように、国共済との関連がありますので、こちらだけやるわけにはいきませんという趣旨を申し上げておられるわけでありまして、そこでこの制度全般についてはいろいろ意見もございまして、前向きに検討いたしますと、こういうことを言っているわけでありまして。

○芳賀委員 国共済とは関係がないということ、昨日、政府委員は具体的に説明しておられるわけです。だから、私は大臣よりも実際に実務を担当する政府委員の答弁を信用しておられるわけです。これはあとで十分この点を大臣自身が検討して、間違った点に気づいた場合にはすみやかに委員会において指摘した方向に向かって努力をすべきであると指摘しておきます。

最後に第三点としては、今回の改正におきましては、平均標準給与の最高限度というものが昨年の改正と同じように据え置きになっておられるわけです。この中で特に新法による最高限度額と旧法による最高限度額にまだ大きな懸隔があるわけでは

す。つまり旧法十一万円、新法十五万円という大きな隔差があるわけでありまして、この点についても次の改正の時点においては新旧の格差の是正をすると同時に、この最高限度額についても経済情勢の変化に対応して、当然これは最高限度を引き上げるといふ措置が必要であるというふうな指摘するものであります。これについては大臣として明確な見解を示してもらいたいわけであり

○倉石国務大臣 既裁定年金の改定にあたりまして、その裁定の基礎となる平均標準給与を標準給与の上限度で頭打ちさせていることにつきましては、四十四年度における改定の場合と同様でございますが、これは農林年金において標準給与制がとられておる以上やむを得ないことであるとわれわれは考えております。

○芳賀委員 最後、これは政府直接の責任ではありませんが、農林漁業団体に加入しては、毎年数万人の組合員の給与の実態というものは、毎年委員会において指摘しておるとおり、国家公務員に比較いたしましたら、あるいは厚生年金に加入する多くの民間労働者に比較いたしましたら、非常に給与の平均水準が低位に置かれておられるわけでありまして。したがって、これを根本的に改善する措置が講ぜられなければ、年金法そのものの内容を改善いたしたとしても、実際にこれに対する恩恵を受ける場合においては十分なものがないということになるわけでありまして。特に、最近米の生産制限の問題にいたしましても、あるいは米価そのほか牛乳、畜産物の価格据え置き等の問題を通じて、こういうような農政全面的後退の時代において、農林年金の組合員である職員の給与というものが大きく他に比較して伸長するということには非常に困難な事情に追い込まれておられるわけでありまして。ですから、こういう現状というものを対して、農林大臣としてはどういふ打開策を講じてこれらの年金に加盟しては三十数万の組合員諸君の給与改善をはかるべきかという具体的な考えがあれば、この際示してもらいたいわけでは

○倉石国務大臣 職場に働く人の待遇を改善していくことは、一般論として必要なことであると私も思っておりますが、ことに農林漁業団体に勤務される職員は、それぞれ特色を持った仕事であります。また重要な任務でありますので、それにはなるべく人材を集める必要がございます。そういうことを考えてみますと、その職員の待遇は改善されるように期待いたしますのでありますが、いまの傾向として農協等の合併もだんだん行なわれることでもありますので、そういう機会にさらにこの待遇改善に努力をしようというふうに指導してまいりたいと思っております。

○草野委員 瀬野栄次郎君。瀬野委員 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律の一部を改正する法律案について、特に農林大臣に最後の締めくくりとして質問を申し上げるわけでございます。

時間もだいぶ経過しておりますので、要点を申し上げますが、ただいまも質問にございましたように、私も三十数年農林漁業団体に關係をしてまいりまして、職員給与ということについては特に關心を持っております。特に今回の法改正によって、この法案の目的が「職員の相互扶助事業を行ひ、その福利厚生を図り、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資する」ということになつておりますが、私たちが承知しているところでは、職員給与の月額が、四十二年度末調査によりますと、国共済が四万一千四百五十九円、地方共済が四万五千二百六円、公共企業体が四万二千五百八十八円、私学共済が三万六千六百七十九円、厚生年金が三万四千八百七十七円、農林年金は最低でございまして、三万二千三百円、一番低い額になっております。大臣も御承知のとおりでございます。しかも掛け金は一番高く給付が一番安いというところは皆さんも御承知のとおりでありまして、先日来たたび議論してきたところでありまして、第一次産業の待遇改善をしなければ幾ら法改正をしても結局は解決しない、こういうふう

に私は思うのです。特に十一の年金の対象団体がある中で、一万六千八百十八団体の中でも、農協関係が七千九百十五団体もあります。約五割を占めておるし、組合員の数も四十万八百七十六名という中で三十三万四千四百八十四名を数えております。すなわち、八割程度が農協職員ということになっております。こういうことから、仕事も公務員と同じことをやっているのであり、さらに仕事の今後の激務等を考えましたときに、公務員待遇との格差がはなはだしいということ、先ほども指摘されたとおりであります。いま大臣からも答弁がございましたが、この点については、こういうことが農林漁業団体の一歩切なる願ひでもあります。われわれも多年このことをお願いしたいというところで、この日は実は待つておたわけでございますので、どうかさらに大臣もこの問題については、農林年金所管の農林省として善処されるように、よろしく要望を申し上げます。

次は、第二点目、資金の運用について一点お伺いしておきます。昭和四十五年一月三十一日現在で、農林年金は九百二十七億七千六百六十二万二千円という膨大なもので、間もなく一十億にならうとしております。その中で、有価証券が六百六十八億九千六百二十五万七千円ということ、一番大きく、全体の七二・一％となつておりますが、言うまでもなくこの年金の運用については安定運用をはかるということが大事であることは十分承知しておりますが、たとえば電信電話債等もその対象にするなど、資金の効率運用ということについて大臣は用意があるか、お考えを承りたい、こう思うのであります。

○倉石国務大臣 農林年金の積み立て金を効率的に運用するということは大切なことだと思っております。ぜひ必要であるかと考えておりますが、なおそれと同時に、こういう性質の金でありますから、安全確実な方法によることがぜひとも必要であると考えております。このような観点から、従来一定の方法によることを指導してまいりておる

わけでありませんが、安全性をそなわれない限度においてできる限り効率的な運用が可能となるように、たとえ政府保証債の償還があつた場合には、これをより有利な方法によることも認めることとした次第であります。そういうことで、安全性と効率的な運用について、なお私もはそういう面を指導してまいりたいと思つております。

○瀬野委員 最後に二点まとめて簡潔にお伺いいたしますので、御答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

財源調整費の補助率を六〇％に定率化してほしいという事は、たびたび質問にも出てまいつたわけでありませんが、これについて四十二年は四千万、四十三年は六千万、四十四年は一億、四十五年は一億五千万と、ずいぶん上がつてきておりました。今年はまだまあということでございますが、毎年毎年保障がないので不安に思つておられる点でございます。こういう点について、はつきり六〇％という定率化をするということについて、大臣の御見解を最後に承つておきたい。これが一点。

もう一つは、旧法の平均標準給与の頭打ち撤廃の問題でございますが、これは役所の手落ちじゃないかということをおわれは言つておられるわけですが、他の制度との関連がないのでありますから、この頭打ちの撤廃は当然である問題である、かように私はかねがねから思つておられるわけでございますが、この点について二点、大臣の御答弁を承つて質問を終わりたいと思つております。

○倉石国務大臣 お話しの調整費につきまして、政府といたしましては必要額を確保するといふたてまえを堅持してまいつたわけでございます。

頭打ちは、さつき申し上げましたようにいまのところこれを改めるということはないかむずかしいことではあります、さらに検討してみたいと思つております。

○瀬野委員 以上で質問を終わります。

○草野委員長 他に質疑の申し出もありませんので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○草野委員長 この際、私の手元で起草いたしました本案に対する修正案を提出いたします。修正案はお手元に配付してありますとおりでありますが、その案文を読み上げます。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

附則に次の一項を加える。

3 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び昭和三十年十二月一日を「昭和三十年十二月一日」に改め、「社団法人中央畜産会」の下に「及び昭和三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央酪農会議」を加える。

なお、本修正の結果必要とする経費といたしましては、加入人員、標準給与の額の推移等により変動はあり得るが、平年度約一百万の見込みであります。

以上のとおりであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三により、内閣の意見があればお述べいただきたいと思つております。倉石農林大臣。

○倉石国務大臣 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を修正する法律案に対する

修正案につきましては、年金制度の体系等から見ても、養成いたしかねます。しかし、修正案が院議をもつて決定された場合には、その運営に万全を期する所存でございます。

○草野委員長 本修正案について御発言もないようであり、本案及び修正案を一括して討論に入るのであります。別に申し出もありませんので、これを順次採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○草野委員長 この際、芳賀君外三名から自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。芳賀君。

○芳賀委員 ただいま修正議決せられました昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を修正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を修正する法律案に対する

附帯決議(案)

農林漁業団体職員共済組合における年金給付の水準は今日国家公務員共済組合等の共済制度なみに改善をみたが、農林漁業団体の給与水準が低位にあるため、その平均支給年金額は他の制度に比べて低い実情にある。また、農林漁業団体職員共済組合においては、制度発足当時より多大な整理資源をかかえ、さらに既裁定年金の改定等により整理資源は一層増高している。

よつて、政府は、農林漁業団体職員の給与水準の改善等について適切な指導を行なうとともに、年金財政の健全化等について再検討を行ない、昭和四十六年度を目途に左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の二十に引き上げるとともに、整理資源については必要な財源調整費を確保すること。

二 既裁定年金については、スライド原則に基づき改定方法をすみやかに確立するとともに、その最低保障額を新法の水準まで引き上げる。特に、二十年未満の遺族年金については、今回も改正の恩典が及んでいないので、すみやかに改善すること。

三 平均標準給与の最高限度額をさらに引き上げるとともに、旧法の平均標準給与の最高限度額についても、新法と同様の取扱を行なうよう改善すること。

右決議する。

附帯決議の趣旨につきましては、質疑の過程で十分尽くされており、各位の御承知のことと思つておりますので、その説明は省略させていただきます。何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○草野委員長 以上で趣旨説明を終わりました。本動議について別に御発言もないようでありますので、直ちに採決いたします。

芳賀君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして善処してまいりたいと存じます。(拍手)

○草野委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 次に、外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案を議題といたします。

本案は、先刻質疑を終局いたしております。

これより本案を討論に付するのでありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○草野委員長 この際、三ツ林弥太郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる本案に附帯決議を付すべ

しとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。三ツ林弥太郎君。

○三ツ林委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、ただいま議決されました外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。
外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあつて、左記事項に留意し、運用に万全を期すべきである。

記

一 米穀の輸出が当面の需給対策上有効な方途であることにかんがみ、本法による米穀の輸出を積極的に進めること。

二 K・R食糧援助等の実施にあつては、極力、日本米をあてるよう努力すること。

三 本法第一項第一号および第二号の政令で定める利率については、本法による米穀の輸出を積極的に促進する見地から実効性のあるものとするよう配慮すること。

右決議する。
以上であります。その趣旨につきましては、委員各位の熱心なる質疑を通じて明らかにされておりますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議について、別に御発言もないようでありますので、直ちに採決いたします。

三ツ林弥太郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所

信を求めます。倉石国務大臣。

○倉石国務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重の上、開発途上国との関係にも配慮しつつ、本件に対処してまいるつもりでございます。(拍手)

○草野委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 次会は、来たる二十三日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会